

議第89号

京都市駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

京都市駐車場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年 2月19日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市駐車場条例の一部を改正する条例

京都市駐車場条例の一部を次のように改正する。

別表第2備考以外の部分中

| | |
|--|-------|
| 250円 | 円 |
| 150円。ただし、平日（土曜日を除く。）にあっては、30分までごとに150円を加えた額が1,200円を超えるときは、1,200円 | 1,200 |
| 150円。ただし、30分までごとに150円を加えた額が1,200円を超えるときは、1,200円 | 1,200 |

| | | |
|--|-------|------------|
| 260円 | 円 | |
| 150円。ただし、平日（土曜日を除く。）にあっては、30分までごとに150円を加えた額が1,250円を超えるときは、1,250円 | 1,250 | に改め、同表備考3中 |
| 150円。ただし、30分までごとに150円を加えた額が1,250円を超えるときは、1,250円 | 1,250 | |

「1,200円」を「1,250円」に改める。

別表第3自動車を出場させる際に利用料金を支払う場合の項中「250」を「260」に改め、同表自動車を入場させる際に利用料金を支払う場合の項中

「3,800」を「3,980」に、「1,500」を「1,570」に改める。

別表第4京都市円山駐車場の項中「30,000」を「31,420」に、「21,000」を「22,000」に、「26,000」を「27,230」に、「45,000」を「47,140」に、「24,000」を「25,140」に、「39,000」を「40,850」に改め、同表京都市山科駅前駐車場の項中「9,000」を「9,420」に、「15,000」を「15,710」に、「24,000」を「25,140」に改め、同表京都市醍醐駐車場の項中「9,000」を「9,420」に、「20,000」を「20,950」に、「15,000」を「15,710」に、「12,000」を「12,570」に改める。

別表第5午前8時から午後8時までの項及び午後6時から翌日の午前8時までの項中「30,000」を「31,420」に改め、同表午前0時から午後12時までの項中「45,000」を「47,140」に改め、同表平日の午前0時から午後12時までの項中「39,000」を「40,850」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の京都市駐車場条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による路外駐車場（以下「路外駐車場」という。）の駐車料金及び利用に係る料金の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の駐車に係る駐車料金及び利用に係る料金について適用し、施行日前の駐車に係る駐車料金及び利用に係る料金については、なお従前の例による。
- 4 前項の規定にかかわらず、施行日前に入場させ、かつ、施行日以後に退場させる自動車（原動機付自転車を含む。）の路外駐車場の駐車料金及び

利用に係る料金については、改正後の条例別表第2及び別表第3の規定を適用する。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、駐車料金及び利用料金の適正化を図る必要があるので提案する。